

令和 8 年度一般会計歳出 第 6 款 3 項 2 目 12 節 委託費

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 障害児福祉保健 課	ふ り が な 担 当 者 名 電 話	おだぎり 小田桐 671-4274

設 計 書

1	委 託 名	横浜市障害児通所支援事業所等に係る運営指導業務の一部委託（金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷区）
2	履 行 場 所	受託者事業所内、こども青少年局障害児福祉保健課、訪問事業所内
3	履 行 期 間 又 は 期 限	☒ 期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ☐ 令和 年 月 日 まで
4	契 約 区 分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約
5	そ の 他 特 約 事 項	個人情報取扱特記事項 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
6	現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 （ 月 日 時 分 場所 ）
7	委 託 概 要	(1) 訪問調査実施計画の作成 （対象事業所の事業所訪問調査日程の調整） (2) 訪問調査に係るチェックリストの作成および更新 (3) 訪問調査に係る事前提出資料の受領および事前確認 (4) 事業所訪問調査 (5) 改善指導事項等の整理及び委託者への訪問調査結果報告

8 分 割 払

☒ する (4 回以内)

☐ しない

分 割 払 の 基 準

業務内容	履 行 予定月	数量	単位	単 価	金 額	備考
訪問調査等	令和8年 4月、5月、6月	(10)	件			
訪問調査等	令和8年 7月、8月、9月	(35)	件			
訪問調査等	令和8年 10月、11月、12月	(35)	件			
訪問調査等	令和9年 1月、2月、3月	(20)	件			

*単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
*概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額

¥

• —

内 訳 業 務 価 格

¥

• —

消 費 税 及 び
地 方 消 費 税 相 当 額

¥

• —

内 訳 書

業務内容	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
事業所訪問調査	(100)	件			
消費税					
合計					

*概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

横浜市障害児通所支援事業所等に係る運営指導業務の一部委託（金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷区）仕様書

1 委託件名

横浜市障害児通所支援事業所等に係る運営指導業務の一部委託（金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷区）

2 委託内容（詳細については別紙参照）

(1) 訪問調査業務

- ア 訪問調査実施計画の作成（対象事業所の事業所訪問調査日程の調整）
- イ 訪問調査に係るチェックリストの作成および更新
- ウ 訪問調査に係る事前提出資料の受領および事前確認
- エ 事業所訪問調査
- オ 改善指導事項等の整理及び委託者への訪問調査結果報告

3 委託件数

訪問調査業務【概算】：100 件

※対象事業：指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）及び障害児相談支援事業

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 履行期限

上記「4 委託期間」の他、各委託内容の詳細は仕様書別紙に定める通り。

6 履行場所

受託事業者施設内、こども青少年局障害児福祉保健課及び訪問事業所内。

なお、データの受け渡しは大容量ファイル転送サービス、メール又は CD-R で行う。

7 委託対象となる事業所の種別

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項で定める障害児通所支援事業のうち、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の事業を行う事業所（児童発達支援センター含む）及び第 6 項で定める障害児相談支援事業とする。

8 その他

- (1) 受託者は、この契約による事務を処理するため、「児童福祉法」、「横浜市指定通所

支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」及びこれらに関連する政省令等を遵守すること。

- (2) 受託者は、児童福祉法 57 条の 3 の 4 第 1 項及び、これに関連する政省令等に基づき神奈川県知事から指定事務受託法人としての指定を受けなければならない。
- (3) 受託者は、この契約による事務を処理するため、「委託契約約款」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) クラウドサービスや web サービス等を用いる場合は、アクセス制御や暗号化等、セキュリティ対策を受託者の責任において実施すること。

なお、下記 9 点は必須とする。

- ①通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
 - ②情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。
 - ③必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
 - ④アクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
 - ⑤常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。
 - ⑥WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。
 - ⑦データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、委託者と共有すること。
 - ⑧データを保存するサーバを国内に設置すること。
 - ⑨横浜市情報セキュリティポリシーを遵守すること（公表している横浜市情報セキュリティ強化方針、横浜市サイバーセキュリティ強化方針、横浜市情報セキュリティ管理規程以外にも契約締結後一部文書を提供する）。
- (5) クラウドサービスや web サービス等を用いずに個人情報を含む資料等を送受信する場合は、パスワード設定をさせるなど、必要な措置を講じること。
 - (6) この仕様書に定める事項その他について疑義が生じた場合、横浜市と受託者が協議して解決するものとする。
 - (7) この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 59 号）に定めるところによるほか、必要に応じて横浜市と受託者が協議して定めるものとする。

1 運営指導業務の一部実施について

指定障害児通所支援事業所等に係る定型的かつ定例的な運営指導の業務のうち、事業所訪問調査実施計画の作成、訪問調査に係るチェックリストの作成および更新、事業所訪問調査にかかる資料の受領および確認、事業所訪問調査、改善事項等の整理及び委託者への調査結果報告等を行う。

【手順】（業務委託の範囲は、次のア、イ、ウ、エ、オ）

訪問事業所の選定（委託者）



ア 事業所訪問調査実施計画の作成（対象事業所の事業所訪問調査日程の調整）

イ 訪問調査に係るチェックリストの作成および更新



実施通知 発送（委託者）



ウ 事業所訪問調査にかかる資料の受領および事前確認



エ 事業所訪問調査



オ 改善事項等の整理及び委託者への調査結果報告



結果通知 発送（委託者）



改善報告の受理・改善状況の確認（委託者）

2 委託する業務の詳細

ア 事業所訪問調査実施計画の作成（対象事業所の事業所訪問調査日程の調整）について
受託者は、委託者から提供された事業所訪問調査対象事業所（以下「当該事業所」という）に対し、事業所訪問調査の日程調整を行う。

受託者は、事業所訪問調査の日程調整を行った結果（以下「事業所訪問調査実施計画書」という。）を、委託者に提供する。提供期日については、原則事業所訪問調査日程の2か月前までとし、訪問調査開始初月分の提供期日については別途調整する。

イ 訪問調査に係るチェックリストの作成および更新について、受託者は、委託者が提供する様式を参考に、運営指導で確認すべき最新の加算等の項目を確認できる「チェックリスト」を訪問調査前に作成する。

チェックリスト作成にあたっては、事前提出書類及び訪問調査において受託者が確

認した事象等を正確に委託者に報告ができるよう留意し、当該チェックリストにて確認した事業所への指摘事項を委託者に報告するひな形等も併せて作成し、委託者と協議したものを使用すること。チェックリスト等の具体的な提供期日については別途調整する。

なお、チェックリスト記載の確認項目の不備または不足を発見した場合は、委託者へ報告の上、随時チェックリストの更新を行う。

ウ 事業所訪問調査にかかる資料の受領および事前確認について

(ア) 資料の受領

受託者は、当該事業所から提出される事前確認資料（以下「資料」という。）を受領する体制を整えること。また、受領方法および指定する提出先について、訪問調査開始初月分の実施計画とともに委託者に報告する。事業所から提出される資料については、電子メールまたは受託者の管理するシステム等にて受領すること。

受託者が資料を受け取った際には、不足資料の有無の確認を行う。なお、締切日まで事業所から資料提出がなかった場合は、当該事業所に連絡し、資料を提出するよう依頼すること。

《事前確認資料一覧》

- ・運営状況自主点検表 ※参考資料 1
- ・レイアウト図
- ・契約書（ひな形 1 部）
- ・重要事項説明書（ひな形 1 部）
- ・運営規程
- ・個別支援計画（ひな形 1 部）
- ・勤務実績表（概ね 4 か月分とし、別途調整する）※参考資料 2
- ・勤務実績表の根拠となる資料
- ・利用児童の一覧 ※参考資料 3
- ・事業所状況確認シート ※参考資料 4
- ・避難訓練実施に係る記録
- ・業務継続計画
- ・安全計画
- ・各種マニュアル
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
- ・身体拘束等の適正化のための指針

なお、参考資料 1～4 については、協議の上、適宜変更することが可能とする。

(イ) 資料の内容確認

受託者は、当該事業所から提出される事前確認資料（以下「資料」という。）を、

前述の「2 委託する業務の詳細」のイにて作成した「チェックリスト」を用いて確認し、その結果を記録すること。

エ 事業所訪問調査について

訪問調査員 2 名以上で事業所を訪問し、チェックリストに基づき、事業所で用意した資料の確認を行い、事業所の管理者等に対し、聞き取りを行うこと。

また、その結果について、チェックリストに記載すること。

事業所訪問調査において、事業所の不正又は著しく不当な行為を確認した場合には、速やかに委託者に報告をすること。

なお、事業所訪問調査後、調査内容について再度確認が必要な場合には、電話連絡等で事業所に確認すること。

オ 改善指導事項等の整理及び委託者への指導結果報告

事業所訪問指導の結果を記した事業所訪問調査の結果及び、改善指示書原案を、事業所訪問調査後 14 営業日以内に、委託者に提出すること。

提出の際は、チェックリスト等調査で用いた資料（事前提出資料含む）も委託者に提出すること。

※訪問調査については、「オ 改善指導事項等の整理及び委託者への指導結果報告」の履行をもって完了とし、結果報告まで完了した件数に応じて、設計書記載の分割払いの基準のとおり支払うこととする。

3 事業所作成改善報告確認後に生じた疑義等について

当該事業所の改善報告書の内容について疑義があり、訪問調査時の調査結果について、委託者から確認依頼があった場合には、調査結果を再度確認等し、報告すること。

4 受託業務実施体制及び資格要件等

(1) 実施体制

- ・現地における事業所訪問調査は、当該事業所ごとに訪問調査員 2 名以上で行うこと。

(2) 訪問調査員の資格要件

訪問調査員は、次に掲げる資格要件等のいずれかを満たす者とする。

- ・相談支援専門員任用資格を有する者。
- ・介護福祉士資格を有する者。
- ・社会福祉士資格を有する者。
- ・都道府県又は市町村において障害福祉サービス事業者等の指定もしくは指導監

査の経験を有する者。

- ・保健・福祉に関する国家資格を有する者又は、保健・福祉現場に3年以上携わった者。
- ・上記と同等の能力及び見識を有すると受託者が認める者については、委託者に確認し委託者で同等の能力及び見識の有無について判断した上で、承諾をした者については訪問調査員の資格要件を満たすとする。

(3) 訪問調査員の主たる業務内容

訪問調査の進捗管理、訪問調査現地からの疑義照会等、成果物の作成・精査並びに提出、委託者からの疑義照会等への対応、現地における運営指導、事業所訪問調査の結果及び、改善指示書原案の作成など。

5 受託者の義務

- ・受託者は、訪問調査員を雇用するごとに、「訪問調査員名簿」を作成し、委託者に報告すること。
- ・受託者は、訪問調査員名簿に登録されていない者に、事業所訪問調査を行わせてはならない。
- ・受託者は、事業所訪問調査実施月までに、「事業所訪問調査マニュアル」を作成のうえ、委託者に提出し承諾を得るとともに、「事業所訪問調査マニュアル」を用いた研修を実施し、訪問調査時のチェック項目を含め事業所訪問調査に必要な知識を共通認識させること。なお、「事業所訪問調査マニュアル」は、法改正等に対応できるよう適宜整備を行い、常に最新の状態に保ち、研修には委託者を参加させるよう調整を行うこと。
- ・受託者は委託者が提供する様式を参考に、運営指導で確認すべき最新の加算等の項目を確認できる「チェックリスト」を訪問調査前に作成する。
- ・チェックリスト作成にあたっては、事前提出書類及び訪問調査において受託者が確認した事象等を正確に委託者に報告ができるよう留意し、当該チェックリストにて確認された事業所への指摘事項を委託者に報告するひな形等も併せて作成し、委託者と協議したものを使用すること。
- ・受託者は、訪問調査員に対し、業務の質の向上に必要な個人情報保護や権利擁護、障害福祉に関する研修を年1回以上実施し、その内容を委託者に報告すること。
- ・受託者は、業務の質の向上に必要な研修等を開催し、訪問調査員に参加させること。また、同研修に委託者を参加させる等、内容を共有すること。
- ・「事業所訪問調査実施計画書」は、受託者が原則事業所訪問調査実施月の2か月前までに作成し、委託者に提供すること。なお、訪問調査開始初月分の提供期日については別途調整する。
- ・受託者は、事業所より提出される事前確認資料を受領する体制を整えること。

また、受領方法および指定する提出先について、訪問調査開始初月分の実施計画書とともに、委託者へ報告すること。報告された内容については、委託者が事業所へ通知する。

- ・受託者は、運営指導に関して、委託者および事業者と連絡をとるためのメールアドレスを作成すること。当該アドレスは委託者が当該事業所へ通知する。
- ・受託者は、指定サービス事業者ごとに2名以上の指導調査員により現地における事業所訪問調査を行うこと。
- ・「事業所訪問調査結果報告書」は、受託者が事業所訪問調査を実施したサービス事業者ごとに作成し、委託者に報告すること。
- ・受託者は「事業所訪問調査結果報告書」による報告の結果、委託者が事業所訪問調査内容に不備等があると判断した場合には、委託者の指示に従い、再度、事業所訪問調査を実施しなければならない。
- ・受託者は、委託者から再度事業所訪問調査を命ぜられた場合には、委託者の定める日に事業所訪問調査を実施し、「事業所訪問調査結果報告書」を作成し、委託者に報告すること。
- ・受託者は、四半期ごとに各履行期間における完了件数について「事業所訪問調査等実績報告書」を作成し、委託者に報告すること。また、全件終了後に、年間の実施件数についても報告書を作成し、委託者に報告すること。
- ・受託者は、委託業務に関するサービス事業者等からの問い合わせや苦情に対して、迅速かつ適切に対応するとともに、苦情処理の結果を、速やかに委託者に報告すること。

6 参考スケジュール等

以下のスケジュールを参考に詳細は別途調整するものとする。

令和8年4月～	契約締結 事業所訪問調査マニュアルの作成 事業所訪問調査に係る研修の実施（委託者参加型） 事業所訪問調査チェックリスト及び報告定型文案作成 委託者へ事業所訪問調査チェックリストの提出 事業所訪問調査実施計画書の作成
事業所訪問調査実施2か月前まで	委託者への事業所訪問調査実施計画の提出 事前提出資料受領方法及び提出先を委託者へ報告 事業所訪問調査チェックリスト及び報告定型文案作成 委託者から各事業所へ実施通知の作成・発送（委託者） 委託者から受託者へ事前確認資料の提供
令和8年6月～	事業所訪問調査の開始（～令和9年3月までの間で実施） 順次、調査結果報告改善指示書原案を委託者に提出

(調査後 14 日以内)

四半期ごとに訪問調査等実績報告書を委託者に提出

委託者から結果通知を発送

令和 9 年 3 月

事業所訪問調査実績報告書（年間件数）の提出

【その他】

- (1) 受託者は、この契約による事務进行处理するため、「児童福祉法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」及びこれらに関連する政省令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、児童福祉法第 57 条の 3 の 4 第 1 項及びこれに関連する政省令等に基づき神奈川県知事から指定事務受託法人としての指定を受けなければならない。
- (3) 受託者は、この契約による事務进行处理するため、「委託契約約款」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託内容やその他の事項について疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議して決めるものとする。

参考資料一覧

参考資料	タイトル
1	運営状況自主点検表
2	勤務実績表
3	利用児童の一覧
4	事業所状況確認シート
5	調査員証（運営指導）
6-1	個人情報取扱特記事項
6-2	安全管理措置報告書
7	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（令和7年7月1日 改正）

項番	タイトル	質問内容	事業所回答
1	No.		
3	申込日時		
4	扶助		
9	利用者(事業者)名		
10	メールアドレス		
12	事業者名	運営法人名を記入してください	
13	事業所番号	事業所番号(10桁)を半角数字で入力してください	
14	事業所名	法人名ではなく事業者名を入力してください	
15	事業所住所(郵便番号検索)		
16	単位番号・単位名	指定所に記された単位の番号及び教室名(命名していれば)を記入してください	
17	サービス選択	上記で選択した単位(教室)で指定されているサービスを選択してください	
18	児童発達支援事業の単位(教室)数	事業所における児童発達支援事業の単位(教室)数を入力してください(多機能事業所及び他事業のみの実施の場合には0を入力してください)※指定書	
19	放課後等デイサービス事業の単位(教室)数	事業所における放課後等デイサービス事業の単位(教室)数を入力してください(実施していない場合(多機能事業所及び児童発達支援事業のみの実施)には0を入力してください)	
20	多機能型事業の単位(教室)数	事業所内の多機能型事業として指定を受けている単位(教室)数を入力してください (～単位の中で児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業をあわせて行っていない場合には0を入力してください)	
21	事業所レイアウト	事業所レイアウトをPDF形式(.pdf)もしくはzip形式にして添付してください。で添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】事業所レイアウト」としてください。	
22	自主点検のポイント1 一般原則(1)個別支援計画に基づくサービス提供義務	事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。 【根拠法令】条例第3条第1項、省令第3条第1項	
23	自主点検のポイント1 一般原則(2)障害児の人格尊重	障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 【根拠法令】条例第3条第2項、省令第3条第2項	
24	自主点検のポイント1 一般原則(3)関係機関等との連携	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 【根拠法令】条例第3条第3項、省令第3条第3項	
25	自主点検のポイント1 一般原則(4)虐待防止等の措置	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 【根拠法令】条例第3条第3項、省令第3条第3項 ・解釈通知第二の3(2) 虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じて従業者の人性意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた適所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制等をいうものである。 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号) ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 とも家庭庁支援局障害児支援課) ・障害者(児)施設における虐待の防止について(平成17年10月20日 障発第1020001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
26	自主点検のポイント1 一般原則(4)虐待防止等の措置(虐待防止担当者)	虐待防止担当者の役職及び氏名を記入してください。	
27	自主点検のポイント1 一般原則(4)虐待防止等の措置(実施している措置)	実施していることを選択してください。	
28	自主点検のポイント2 基本方針(1)児童発達支援の基本方針	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。)を行っていますか。 【根拠法令】条例第5条、省令第4条	
29	自主点検のポイント2 基本方針(2)放課後等デイサービスの基本方針	障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。 【根拠法令】条例第72条、省令第5条	
30	自主点検のポイント3 利用児童の状況	調査をエクセル形式(.xlsx)で添付してください。添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】利用児童の状況」としてください。	
31	自主点検のポイント4 勤務実績表	調査をエクセル形式(.xlsx)で添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】従業者の状況」としてください。	
32	自主点検のポイント4 勤務実績表2	令和6年6月、8月、令和7年2月及び前々月のタイムカード等、勤務実績表の根拠となるものをPDF形式(.pdf)で添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】従業者の状況2」としてください。	
33	自主点検のポイント5 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数(1)必要人員数の確保	事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっていますか。一 児童指導員又は保育士 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援(放課後等デイサービス)の提供に当たる児童指導員等の合計数が、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(例:11～15人:3人以上、16～20人:4人以上) 二 児童発達支援管理責任者 1以上 ※児童指導員等加配加算により配置する児童指導員等は除く。 ※障害福祉サービス経験者は含めることができません。重要事項説明書に、障害福祉サービス経験者が記載してある場合には訂正する必要があります。 【根拠法令】 条例第6条第1項・第73条第1項、省令第5条第1項・第66条第1項 【参照】 解釈通知 第三の1(1)① ・「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援(放課後等デイサービス)の提供に当たる」とは、単位ごとに児童指導員又は保育士について、当該児童発達支援(放課後等デイサービス)の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたもの。 ・「障害児の数」は、単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は(1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。(この場合において、機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。) 【根拠法令】 条例第6条第2項・第73条第2項、省令第5条第2項、第66条第2項	
34	自主点検のポイント5 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数(2)機能訓練担当職員の配置	【根拠法令】 条例第6条第2項・第73条第2項、省令第5条第2項、第66条第2項 解釈通知 第三の1(1)③ ・機能訓練を行う場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等の訓練を担当する職員を置くこと。	

35	自主点検のポイント5 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数(3)看護職員の配置	(1)に掲げる従業者のほか、医療的ケアが必要な障害児に対し医療的ケアを行う場合は、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)が置かれていますか。 ※この場合において、看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ※「医療的ケア児」の基本報酬を算定する場合及び医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職は除く。 【根拠法令】 条例第6条第2項・第73条第2項、省令第5条第2項、第66条第2項 【参照】 解釈通知 第三の1(1)④ 以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為	
36	自主点検のポイント5 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数(4)主として重症心身障害児を遇わせる事業所である場合	(1)(2)にかかわらず、主として重症心身障害児を遇わせる指定事業所である場合、置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっています。 一 嘱託医 1以上 二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師) 1以上 三 児童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 【根拠法令】 条例第6条第4項・第73条第4項、省令第5条第4項・第66条第3項 【参照】 解釈通知 第三の1(1)⑥ 機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。ただし、指定事業所に機能訓練担当職員は必ず置くべきものであり、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。	
37	自主点検のポイント5 児童発達支援における従業者の員数(5)サービスの単位	(1)及び(2)のサービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 【根拠法令】 条例第6条第5項・第73条第5項、省令第5条第5項・第66条第4項	
38	自主点検のポイント5 児童発達支援における従業者の員数(6)常勤の従業者数	(1)の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっていますか。 【根拠法令】条例第6条第6項・第73条第6項、省令第5条第6項・第66条第5項	
39	自主点検のポイント5 児童発達支援における従業者の員数(7)児童指導員又は保育士の配置	機能訓練職員等を含む場合、(1)の児童指導員、保育士の半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。 【根拠法令】条例第6条第7項・第73条第7項、省令第5条第7項・第66条第6項 ※「半数以上」は、児童発達支援(放課後等デイサービス)の提供時間帯を通じて常に確保される必要があります。ただし、(1)の人員基準を超えて配置されたものには、適用はありません。 (例)定員10人・従業者4人配置の場合、児童指導員又は保育士は基準上の	
40	自主点検のポイント6 児童発達支援管理責任者(児発・放デイ)(1)児童発達支援管理責任者の配置	児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。そのうち、1人以上は、専任かつ常勤となっていますか。 【根拠法令】 条例第6条第8項・第73条第8項、省令第5条第8項・第66条第8項 【参照】 解釈通知 第三の1(1)⑧ ○従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。 ○児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。	
41	自主点検のポイント6 児童発達支援管理責任者(児発・放デイ)(2)児童発達支援管理責任者の要件	児童発達支援管理責任者は、告示に定める要件を満たしていますか。 ※神奈川県ホームページにおいて「児童発達支援管理責任者の要件」をわかりやすく説明しています。要件を満たしているか確認してください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f535712/index.html 【やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合】 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。 【根拠法令】H24厚労省告示第230号 【参考】 更新研修未修了 告示第5号 ・期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。 研修受講に係る経過措置 告示第3号、第4号 ・旧児童発達支援管理責任者研修修了者(平成31年3月31日において旧要件を満たす者については、令和6年3月31日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす)は経過措置が終了したため、児童管としてみなすことができません。 ・基礎研修修了者で実務要件を満たしている者(実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していても、基礎研修修了日から3年を経過するまでの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす)は経過措置が終了したため、児童管としてみなすことはできません。	
42	自主点検のポイント7 管理者の配置	専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 【根拠法令】 条例第8条・第78条・第81条の4・第84条、省令第7条・第67条・第71条の9・第74条 【参照】 解釈通知 第三の1(3) ・管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができるものとする。 ①当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 ②同一の事業者によって配置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業者所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適切かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支援を行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	

43	自主点検のポイント8 労働条件の明示等	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。 【根拠法令】 労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条 【参照】 労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間 ②就業の場所・従事する業務の内容 ③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④賃金 ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑥期間の定めのある契約を更新する場合の基準 など	
44	自主点検のポイント9 従業者等の 秘密保持（1）従業者等の秘密保持の義務	従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 【根拠法令】 条例第48条・第78条・第81条の9・第89条、省令第47条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3（37）① ・従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの	
45	自主点検のポイント9 従業者等の 秘密保持（2）従業者等であった者に対する秘密保持のための措置	従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに明記することが必要となります。 【根拠法令】 条例第48条・第78条・第81条の9・第89条、省令第47条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3（37）② ・従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの ・具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき発達支援室のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	
46	自主点検のポイント10 設備（1）必要な設備等	【根拠法令】 条例第10条第1項・第75第1項、省令第9条第1項、第68条第1項 【参照】 解釈通知 第三の2（1） ・原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該施設に向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。	
47	自主点検のポイント10 設備（2）発達支援室	発達支援室は、障害児1人当たりの床面積を3平方m以上とし、支援に必要な機械器具等を備えていますか。 【根拠法令等】 条例第10条第2項・第75第2項、横浜市政課後等デイサービスガイドライン	
48	自主点検のポイント10 設備（3）専用の設備等	（1）の設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっていますか。 ※障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 【根拠法令】 条例第10条第3項・第75第3項・第81条の5第2項・第85条	
49	自主点検のポイント11 適切な職場環境の維持	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は差別的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 【根拠法令】 条例第39条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第38条第4項・第71条・第71条の14・第79条	
50	自主点検のポイント12 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ※運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。 ※運営規程の記載事項を変更した場合は届出が必要です。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤サービスの内容及び通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、事故発生時の対応等） ※居宅訪問型児童発達支援及び保育所訪問支援については、④⑨⑩は除く。 ※従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「〇名以上」と定めることができます。 ※②から⑥においては、事業の実態、重要事項説明書等と合っているかを確認してください。 ※③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間です。 ※④利用定員は障害児数の上限であり、単位ごとに定員を定めます。	
51	自主点検のポイント12 運営規程	最新の運営規程をPDF形式（.pdf）もしくはzip形式で添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】運営規程」としてください。 ※運営規程の変更には届出が必要です。	
52	自主点検のポイント13 内容及び手続の説明及び同意（1）重要事項の説明	通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項説明書は2部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意し、1部は利用者に交付、1部は事業所で保管してください。 【根拠法令】 条例第13条・第78条・第81条の9・第89条、省令第12条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3（2） ・あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることにつき、同意を得なければならない ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制	

53	自主点検のポイント13 内容及び手続の説明及び同意 (1)重要事項の説明	重要事項説明書のひな形をPDF形式(pdf)もしくはzip形式で添付してください。添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】重要事項説明書ひな形」としてください。 ※重要事項説明書には①運営規程の概要、②従業者の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情解決の体制等が記載されている必要があります。 ※苦情等相談窓口として事業所の窓口(苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員)のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。 ①本市で支給決定を受けた場合は、 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号:045-671-4274 FAX:045-663-2304 E-mail:kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp ②かながわ福祉サービス運営適正化委員会 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2神奈川県社会福祉センター内 電話番号:045-311-8881 FAX:045-312-6302 E-mail:tekisei@knsvk.jp 受付 社会福祉法第77の規定(利用契約の成立時の書面の交付)に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 ※利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人・法人代表者)です(契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く)。 ※利用契約書は2部作成し、1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。 ※契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている等の指摘例があります。 【根拠法令】 条例第13条第2項・第78条・第81条の8・第89条、省令第12条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(2) ・利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日	
54	自主点検のポイント13 内容及び手続の説明及び同意 (2)利用契約	利用契約書のひな形をPDF形式(pdf)もしくはzip形式で添付してください。添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】契約書ひな形」としてください。 ※契約者名は保護者であり、契約日はサービス提供前である必要があります。 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量(契約支給量)その他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を保護者の通所受給者証に記載していますか。 ※事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 ※記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 ※「自主点検のポイント18受給資格の確認」を参照 【根拠法令】 条例第14条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第13条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(3) ○事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。 ・事業者及び事業所の名称 ・支援の内容 ・契約支給量(月当たりの支援の提供量)	
55	自主点検のポイント13 内容及び手続の説明及び同意 (2)利用契約	利用契約書のひな形をPDF形式(pdf)もしくはzip形式で添付してください。添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】契約書ひな形」としてください。 ※契約者名は保護者であり、契約日はサービス提供前である必要があります。 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量(契約支給量)その他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を保護者の通所受給者証に記載していますか。 ※事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 ※記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 ※「自主点検のポイント18受給資格の確認」を参照 【根拠法令】 条例第14条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第13条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(3) ○事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。 ・事業者及び事業所の名称 ・支援の内容 ・契約支給量(月当たりの支援の提供量)	
56	自主点検のポイント14 契約支給量の報告等(1)受給者証への必要事項の記載	契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。 【根拠法令】 条例第14条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第13条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(4) ・提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ①利用定員を超える利用申込みがあった場合 ②入院治療の必要がある場合 ③当該事業所のたる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合 等 ・支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらない。	
57	自主点検のポイント14 契約支給量の報告等(2)契約支給量	【根拠法令】 条例第14条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第13条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
58	自主点検のポイント14 契約支給量の報告等(3)受給者証記載事項の変更時の取扱い	受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(2)に準じて取り扱っていますか。 【根拠法令】 条例第14条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第13条第4項・第71条・第71条の14・第79条	
59	自主点検のポイント15 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 【根拠法令】 条例第15条・第78条・第81条の9・第89条、省令第14条・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(4) ・提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ①利用定員を超える利用申込みがあった場合 ②入院治療の必要がある場合 ③当該事業所のたる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合 等 ・支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらない。	
60	自主点検のポイント16 連絡調整に対する協力	サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 【根拠法令】 条例第16条・第78条・第81条の9・第89条、省令第15条・第71条・第71条の14・第79条	
61	自主点検のポイント17 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 【根拠法令】 条例第17条・第78条・第81条の9・第89条、省令第16条・第71条・第71条の14・第79条	
62	自主点検のポイント18 受給資格の確認	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 【根拠法令】 条例第18条・第78条・第81条の9・第89条、省令第17条・第71条・第71条の14・第79条	
63	自主点検のポイント19 障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助(1)通所給付決定を受けていない者	通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 【根拠法令】 条例第19条第1項・第78条・第81条の9・第89条	
64	自主点検のポイント19 障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助(2)利用継続のための援助	サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 【根拠法令】 条例第19条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第18条第2項	

65	自主点検のポイント20 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、アセスメントをした記録を作成していますか。 【根拠法令】 条例第20条・第78条第81条の9・第89条、省令第19条・第71条、第71条の14、第79条	
66	自主点検のポイント20 心身の状況等の把握	アセスメントをした記録のひな形をPDF形式(.pdf)もしくはzip形式で添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】アセスメントシート」としてください。	
67	自主点検のポイント21 指定障害児通所支援事業者等との連携等(1)サービス提供時の関係機関等との連携	サービスの提供に当たっては、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 【根拠法令】 条例第21条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第20条第1項・第71条・第71条の14・第79条	
68	自主点検のポイント21 指定障害児通所支援事業者等との連携等(2)サービス提供終了に伴う関係機関等との連携	サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 【根拠法令】 条例第21条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第20条第2項・第71条	
69	自主点検のポイント22 サービスの提供の記録(1)サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 ※利用者の出入状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動状況の概要を、「業務日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に残してください。 ※連絡帳も記録の一つであり、手元に残らないのであれば、必要に応じてコピーを取るなどしてください。 【根拠法令】 条例第22条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第21条第1項・第71条・第71条の14・第79条 解釈通知 第三の3(10)① ・保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないとされたもの。	
70	自主点検のポイント22 サービスの提供の記録(2)サービス提供の確認	上記(1)の記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 ※サービス提供実績記録表など(報酬請求の入力の際に照合する書類等)に、日々利用の都度、利用者自らがサイン等の方法により利用確認をしてください。 ※併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。 【根拠法令】 条例第22条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第21条第2項・第71条・第71条の14・第79条 解釈通知 第三の3(10)② ・サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保	
71	自主点検のポイント22 サービスの提供の記録(3)サービス提供の記録	サービス提供を行った日の利用児童、従事者、活動内容、送迎の実施状況、その他の特記事項等を網羅的に記載した業務日誌を作成していますか。 【根拠法令】 横浜市放課後等デイサービスガイドライン ・サービス提供の記録を残し、非常勤を含めた従業員間での情報共有や、外部への説明責任を果たすためにも、その日の利用者・従事した従業員・活動内容・送迎の記録を残す ・その他の特記事項等を網羅的に記載した、業務日誌を作成することが望ましい	
72	自主点検のポイント23 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(1)利用者負担額以外の金銭の支払の範囲	サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 【根拠法令】 条例第23条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第22条第1項・第71条	
73	自主点検のポイント23 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(2)金銭支払いに係る保護者への説明	金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。 【根拠法令】 条例第23条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第22条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
74	自主点検のポイント24 通所利用者負担額の実領(1)通所利用者負担額の実領	サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。 【根拠法令】 条例第24条第1項・第77条第1項・第81条の7第2項・第89条、省令第23条第2項・第70条第2項・第71条の12第2項・第79条	
75	自主点検のポイント24 通所利用者負担額の実領(2)法定代理受領を行わない場合	法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる区分に応じ、定める額の支払いを受けていますか。 一 次に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額二 治療を行う場合に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。))を除く。))に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 【根拠法令】 条例第24条第2項・第77条第2項・第81条の7第2項・第89条、省令第23条第2項・第70条第2項・第71条の12第2項・第79条	
76	自主点検のポイント24 通所利用者負担額の実領(3)その他受領が可能な費用	上記(1)・(2)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けていますか。 一 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターに限る。) 二 日用品費 三 サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの 【根拠法令】 条例第24条第3項・第77条第3項、省令第23条第3項・第70条第3項 【参照】 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H24.3.30障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の実領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。 ・「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」(「その他の日常生活費」)の実領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定めなければならない。 ・「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり 「(1)次の回引品として必要なものを事業者が提供する場合の費用 上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付していますか。 【根拠法令】 条例第24条第5項・第77条第4項・第81条の7第4項・第89条、省令第23条第	
77	自主点検のポイント24 通所利用者負担額の実領(4)領収証の交付	上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付していますか。 【根拠法令】 条例第24条第5項・第77条第4項・第81条の7第4項・第89条、省令第23条第	

78	自主点検のポイント24 通所利用者負担額の受領(5)通所決定保護者の同意	上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。 【根拠法令】 条例第24条第6項・第77条第5項・第81条の7第5項・第89条、省令第23条第5項・第70条第5項・第71条の12第5項・第79条 通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者が提供する通所支援サービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定していますか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者に通知していますか。 【根拠法令】 条例第25条・第78条・第81条の9・第89条、省令第24条・第71条の14、第79条	
79	自主点検のポイント25 利用者負担額に係る管理	法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費又は該体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費及び該体不自由児通所医療費の額を通知していますか。 ※通知は給付費等の受領日以降に発出してください。 ※通知には、通知日、サービス利用月、利用の内訳、給付費等の受領日・給付額などを記載します。 【根拠法令】 条例第26条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第25条第1項・第71条・第71条の14、第79条	
80	自主点検のポイント26 障害児通所給付費の額に係る通知等(1)通所決定保護者への通知	法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。 【根拠法令】 条例第26条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第25条第2項・第71条・第71条の14、第79条	
81	自主点検のポイント26 障害児通所給付費の額に係る通知等(2)サービス提供証明書の交付	事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 【根拠法令】 条例第27条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第26条第1項・第71条・第71条の14、第79条	
82	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(1)サービスの提供への配慮	事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮していますか。 【根拠法令】 条例第27条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第26条第2項・第71条・第71条の14、第79条	
83	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(2)障害児等の意思の尊重への配慮	従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 【根拠法令】 条例第27条第3項・第78条・第81条の9・第89条、省令第26条第3項・第71条・第71条の14、第79条	
84	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(3)サービス提供に当たっての説明	【参照】 解釈通知 第三の3(15)③ ・支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきものである。 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びに (5)のサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っていますか。 【根拠法令】 条例第27条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第26条第4項・第71条・第71条の14、第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(15)④ ・事業者は、サービスの提供に当たっては、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援を要しなくてはならないとしたもの。	
85	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(4)サービス提供に当たっての総合的な支援	事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 【根拠法令】 条例第27条第5項・第78条・第81条の9・第89条、省令第26条第5項・第71条・第71条の14、第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(15)⑤ ・事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないとしたもの。	
86	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(5)サービスの質の評価及び改善	事業者は、上記(5)により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図っていますか。 一 障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 事業の用に供する設備及び備品の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況 六 緊急時における対応方法及び非常災害対策 七 業務の改善を図るための措置の実施状況 【根拠法令】 条例第27条第6項・第77条、省令第26条第6項・第71条 【参照】 解釈通知 第三の3(15)⑥ ○サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの。 ○当該評価及び改善を図るに当たっては、こども家庭庁が定めるガイドラインを参考にすることが望ましい。	
87	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(6)自己評価及び保護者評価の実施	自己評価等結果の状況について以下の項目を記入してください。 ①昨年度及び今年度の保護者評価取り組み時期 ②昨年度及び今年度の職員による自己評価取り組み時期 ③昨年度及び今年度の事業所全体による評価取り組み時期 ④昨年度及び今年度の公表日 ⑤昨年度及び今年度の公表の方法(インターネット等) ⑥昨年度及び今年度に公表したインターネットURL	
88	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(6)自己評価及び保護者評価の実施		

89	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(7)評価及び改善内容の公表	事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに上記(6)の改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。 ※公表が未実施の場合、未公表状態が解消されるまでの間、障害児全員について減算が適用となる。 【根拠法令】 条例第27条第7項・第77条、省令第26条第7項・第71条	
90	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(8)支援プログラムの策定と公表	事業所ごとに支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。 ※令和7年4月1日より義務化されています 【根拠法令】 条例第27条の2・第77条、省令第26条の2第1項・第71条	
91	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(8)支援プログラムの策定と公表	以下の項目を記入してください。 ・公表の方法(インターネット等) ・今年度公表したインターネットURL	
92	自主点検のポイント27 サービスの取扱方針(9)インクルージョンの推進	障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられることができるように、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めていますか。 【根拠法令】 条例第27条の3、省令第26条の3第1項・第71条	
93	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(1)個別支援計画の作成業務	管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画(通所支援計画)の作成に関する業務を担当させていますか。 ※計画書には、作成日、作成者(児童発達支援管理責任者)氏名を記載し、利用申込者に利用申込者氏名及び同意日を記載してもらうこと。 【根拠法令】 条例第28条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(16)① ○個別支援計画には次の事項等を記載すること ・保護者及び障害児の生活に対する意向 ・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容 (行事や日課等も含む) ・サービスを提供する上での留意事項 等 ○計画の様式は事業所毎に定めるもので差し支えない。 ○個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。	
94	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(2)アセスメント	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考えられ、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか。 【根拠法令】 条例第28条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(16)② ・児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施 ①担当者等会議を開催し、計画原案について意見を求める ②計画を保護者及び障害児に説明し、文書で同意を得る ③保護者へ計画を交付する ④計画の実施状況を確認しながら、見直すべきかを検討	
95	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(3)保護者等への面接	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に直接していますか。この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 【根拠法令】 条例第28条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第4項・第71条・第71条の14・第79条	
96	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(4)児童発達支援管理責任者の役割	児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。 【根拠法令】 条例第28条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第4項・第71条・第71条の14・第79条	
97	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(5)計画作成に係る会議	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。 ※個別支援計画作成等に係る担当者等会議は、ICTの活用(テレビ電話装置等の利用)が可能です。 ※会議開催日時、参加者、検討内容を記した記録を作成してください。 【根拠法令】 条例第28条第5項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第5項・第71条・第71条の14・第79条	
98	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(6)計画の同意	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。 【根拠法令】 条例第28条第6項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第6項・第71条・第71条の14・第79条	
99	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(7)計画の交付	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付していますか。 【根拠法令】 条例第28条第7項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第7項・第71条・第71条の14・第79条	
100	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(8)計画の変更	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。 【根拠法令】 条例第28条第8項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第8項・第71条・第71条の14・第79条	
101	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(9)モニタリング	児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。一 定期的に保護者及び障害児に面接すること 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること 【根拠法令】 条例第28条第9項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第9項・第71条・第71条の14・第79条	

102	自主点検のポイント28 個別支援計画の作成(10)計画変更時の取扱い	個別支援計画の変更については、上記(2)から(7)までに準じて行っていますか。 ※「計画を作成していない」「計画原案に利用者の同意を得てない」「計画を利用者に交付していない」「計画を6月に1回以上見直していない」場合には計画未作成減算の対象となります。(「61(8) 個別支援計画未作成減算」参照) 【根拠法令】 条例第28条第10項・第78条・第81条の9・第89条、省令第27条第10項・第71条	
103	自主点検のポイント29 児童発達支援管理責任者の責務(1)個別支援計画の作成に係る業務	児童発達支援管理責任者は、上記自主点検のポイント28の個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一 相談及び援助を行うこと(自主点検のポイント30 相談及び援助参照) 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと 【根拠法令】 条例第29条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第28条第1項・第71条・第71条の14・第79条	
104	自主点検のポイント29 児童発達支援管理責任者の責務(2)障害児及び通所給付決定保護者の意思の尊重	児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めていますか。 【根拠法令】 条例第29条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第28条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
105	自主点検のポイント30 相談及び援助	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 【根拠法令】 条例第30条・第78条・第81条の9・第89条、省令第29条・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(18) ・常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。	
106	自主点検のポイント31 支援(1)心身の状態に応じた支援	障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。 【根拠法令】 条例第31条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第30条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(19)① ・サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭に置いて行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って支援を行うこと。 ・支援の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。	
107	自主点検のポイント31 支援(2)社会生活への適応性を高めるための支援	【根拠法令】 条例第31条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第30条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
108	自主点検のポイント31 支援(3)適性に応じた支援	障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っていますか。 【根拠法令】 条例第31条第3項・第78条・第81条の9・第89条、省令第30条第3項・第71条・第71条の14・第79条	
109	自主点検のポイント31 支援(4)従業者以外の者による支援の禁止	障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていませんか。 【根拠法令】 条例第31条第5項・第78条・第81条の9・第89条、省令第30条第5項・第71条・第71条の14・第79条	
110	自主点検のポイント32 社会生活上の便宜の供与等(1)レクリエーション行事の実施	教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 【根拠法令】 条例第33条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第32条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(21)① ○画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行う	
111	自主点検のポイント32 社会生活上の便宜の供与等(2)家族との連携	常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 【根拠法令】 条例第33条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第32条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(21)② ○障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。	
112	自主点検のポイント33 緊急時等の対応	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※緊急時に備えて日頃からできることの例 ・障害児の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法(医療機関・家族等)や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする ・救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする ・携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく ・救急用品を整備する、応急手当について学ぶなど 【根拠法令】 条例第35条・第78条・第81条の9・第89条、省令第34条・第71条・第71条の14・第79条	
113	自主点検のポイント34 喀痰吸引等(1)登録特定行為事業者の登録	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 ※認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を行うものとして、登録特定行為事業者の登録の届出をした施設等で、当該業務を実施できます ※事業所の看護師のみが、たんの吸引等を行う場合でも、事業者登録の届出は必要です ※届出受付等は神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課地域生活支援グループで行っています。 【根拠法令】 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2.3、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2.3 【参照】	

114	自主点検のポイント34 喀痰吸引等(2)登録特定行為事業者に該当する場合	登録特定行為事業者に該当する場合には下記の項目に回答してください。 (記入例:①:いる、②:いる、③:いる(たん吸引(口腔内、鼻腔内)、経管栄養(胃ろう又は腸ろう)・・・) ※喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、該当なしと記入してください。 ①認定特定行為業務従事者 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 ②登録特定行為事業者 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 ③特定行為 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。登録している場合には登録している行為を記入してください。 たん吸引:口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内経管栄養:胃管又は腸ろう、経鼻経管栄養 等 ④医師からの指示 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。 ⑤実施計画書 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 ⑥対象者等の同意	
115	自主点検のポイント35 保護者に関する市町村への通知	通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 【根拠法令】 条例第36条・第78条・第81条の9・第89条、省令第35条・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(24) ・市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	
116	自主点検のポイント36 管理者の責務(1)一元的な管理	管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。 【根拠法令】 条例第37条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第36条第1項・第71条・第71条の14・第79条	
117	自主点検のポイント36 管理者の責務(2)指揮命令	管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 【根拠法令】 条例第37条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第36条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
118	自主点検のポイント37 勤務体制の確保等(1)勤務体制の確保	障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 【根拠法令】 条例第39条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第38条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(27)① ・事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	
119	自主点検のポイント37 勤務体制の確保等(2)従業者によるサービス提供	【根拠法令】 条例第39条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第38条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(27)② ・原則として事業所の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	
120	自主点検のポイント37 勤務体制の確保等(2)研修機会の確保	従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。 【根拠法令】 条例第39条第3項・第78条・第81条の9・第89条、省令第38条第3項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(27)③ ○研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	
121	自主点検のポイント38 定員の遵守(1)利用定員	利用定員は10人以上となっていますか。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。 ※多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての通所支援の事業を通じて10人以上(主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、5人以上)とすることができる。 【根拠法令】 条例第12条・第76条・第92条、省令第11条・第69条・第82条 【参照】 解釈通知 第三の3(1) ・安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたもの。 ・「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうもの。	
122	自主点検のポイント38 定員の遵守(2)利用の遵守	利用定員及び発達支援室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか(災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない)。 また、定員を超えて利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬請求に当たり、定員超過利用減算の算定の要否を「障害児通所事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認していますか。 【根拠法令】 条例第40条・第76条、省令第39条・第71条 「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」 (R4.2.28 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者 支援室事務連絡) 【参照】 解釈通知 第三の3(29) ○障害児に対するサービスの提供に支障が生じることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するもの。 ○次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたもの。 ①1日当たりの障害児の数 ・定員50人以下:定員×150/100 以下 ・定員51人以上:定員+(定員-50)×125/100+25 以下 ②過去3月間の障害児の数 ・定員×開所日数×125/100 以下 ※①②の基準を超えた利用は報酬減算(30%減算)の対象となります。	

123	自主点検のポイント39 非常災害対策(1)非常災害時の対策	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関及び保護者等への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知していますか。 ※非常災害対策計画は、施設等の立地条件等に応じ、風水害(浸水等)、地震、土砂災害(がけ崩れ、地すべり等)に対応した計画を策定してください。 【根拠法令】 条例第41条第1項・第78条、省令第40条第1項・第71条 【参照】 解職通知 第三の3(30) ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備(消防署等に確認してください) ②非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画)、風水害・地震等の災害に対処するための計画(防災計画を作成すること) ③関係機関への通報及び連絡体制 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作ること 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 【根拠法令】 条例第41条第2項・第78条、省令第40条第2項・第71条 【横浜市版放課後等デイサービスガイドライン】 ○防災訓練 ・想定外の事象への対応に/バニック等をおこしやすいことを鑑みて、繰り返し行うこと。また、曜日ごとに来ることも違うため、訓練は全員が参加できるように行うこと。 ・防災訓練は定期的に行うこと。 ・訓練を実施した際には、その内容、参加者等を記録すること。 ・事業所で被災した時の対応については、必ず保護者に説明をすること。 ・重大な災害の発生や台風の接近等で、学校が休校や下校時刻を早める判断をすることもある。学校との連絡体制を構築しておくこと。 (2)の訓練を実施するにあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	
124	自主点検のポイント39 非常災害対策(2)避難訓練等の実施	【根拠法令】 条例第41条第2項・第78条、省令第40条第2項・第71条 【横浜市版放課後等デイサービスガイドライン】 ○防災訓練 ・想定外の事象への対応に/バニック等をおこしやすいことを鑑みて、繰り返し行うこと。また、曜日ごとに来ることも違うため、訓練は全員が参加できるように行うこと。 ・防災訓練は定期的に行うこと。 ・訓練を実施した際には、その内容、参加者等を記録すること。 ・事業所で被災した時の対応については、必ず保護者に説明をすること。 ・重大な災害の発生や台風の接近等で、学校が休校や下校時刻を早める判断をすることもある。学校との連絡体制を構築しておくこと。 (2)の訓練を実施するにあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	
125	自主点検のポイント39 非常災害対策(2)避難訓練等の実施	【根拠法令】 条例第41条第3項・第78条、省令第40条第2項・第71条	
126	自主点検のポイント39 非常災害対策(3)	避難訓練の実施記録をPDF形式(pdf)もしくはzip形式で添付してください。添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】避難訓練実施記録」としてください。 ※訓練は利用児童全員が参加できるように定期的に行い、その内容、参加者等を記録すること。	
127	自主点検のポイント40 業務継続計画	感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように体制を構築していますか。 ※「業務継続ガイドライン」(厚生労働省社会・援護局作成)を参照 ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン等(厚労省ホームページ) (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html) ・感染症対策マニュアル・業務継続ガイドライン等(厚労省ホームページ) (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html) 【根拠法令】 条例第39条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第38条の2・第71条・第71条の14・第79条	
128	自主点検のポイント40 業務継続計画	実際に取り組んでいるものにチェックを入れてください 【自然災害発生時】業務継続に向けた計画(業務継続計画)等の策定 【自然災害発生時】策定した業務継続計画等の従業員への周知 【自然災害発生時】業務継続計画の内容に関する研修の実施 【自然災害発生時】業務継続計画の内容に沿った訓練 【感染症発生時】業務継続に向けた計画(業務継続計画)等の策定 【感染症発生時】策定した業務継続計画等の従業員への周知 【感染症発生時】業務継続計画の内容に関する研修の実施 【感染症発生時】業務継続計画の内容に沿った訓練	
129	自主点検のポイント40 業務継続計画	自然災害発生時及び感染症発生時の業務継続計画、前年度及び今年度の研修及び訓練の実施記録を一つのファイルにしてPDF形式(pdf)もしくはzip形式で添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】業務継続計画」としてください。	
130	自主点検のポイント41 安全計画(1)安全計画の策定等	障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所内での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下、「安全計画」という。)を策定していますか。 ※安全計画の内容 ①施設・設備の安全点検について、②実践的な訓練や研修の実施、③児童・保護者 への共有、④再発防止の徹底(計画の変更) ※令和6年4月1日から義務化されています 【根拠法令】 条例第41条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第40条の2・第71条・第71条の14・第79条	
131	自主点検のポイント41 安全計画(1)安全計画の策定等	従業員に対し、安全計画について周知していますか。 【根拠法令】 条例第41条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第40条の2・第71条・第71条の14・第79条	
132	自主点検のポイント41 安全計画(1)安全計画の策定等	安全計画に基づく研修及び訓練を実施していますか。 【根拠法令】 条例第41条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第40条の2・第71条・第71条の14・第79条	
133	自主点検のポイント41 安全計画(1)安全計画の策定等	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 【根拠法令】 条例第41条第3項・第78条・第81条の9・第89条、省令第40条の2・第71条・第71条の14・第79条	
134	自主点検のポイント41 安全計画(1)安全計画の策定等	定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更をしていますか。 【根拠法令】 条例第41条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第40条の2・第71条・第71条の14・第79条	
135	自主点検のポイント41 安全計画(2)自動車を行う場合の所在の確認	障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運転するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。 【根拠法令】 条例第41条の3・第78条・第81条の9・第89条、省令第40条の3・第71条・第71条の14・第79条	
136	自主点検のポイント41 安全計画(2)自動車を行う場合の所在の確認	具体的に乗車時及び降車時の確認方法を記載してください。(運行しない場合には該当なしと記入して下さい) 例) 【乗車時】 ・乗車時に障害児の顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録する。また、乗車すべき障害児がいない場合や乗車しないはずの障害児がいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡し、出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認する。 【降車時】 ・降車時に乗車名簿により障害児の数を数えている。 ・運転手が、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を確認し、確認業務を補助する従業員も同様に確認する。 ・降車の確認を複数従業員で行っている。	

		障害児の送迎を目的とした3列以上を備えた自動車を日常的に運行していますか。 【根拠法令】 条例第41条の3・第78条、省令第40条の3第2項・第71条 【参照】 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について」(R4.12.28第1号及び第2号 厚労省子ども家庭局長及び社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第3 留意事項 1 所在確認 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。 2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車 通園を目的とした自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれがないと認められるもの」については、例えば、座席が3列あるものの、園児が確実に3列目目を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に囲着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨を鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。 (※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。 3 装置すべき安全装置 「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合すること。 4 実効性の確保 改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、前述した自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(2)に定める所在の確認(降車の際に限る。)を行っていますか。	
137	自主点検のポイント41 安全計画(3)3列以上備えた自動車で送迎している場合のブザー等見落とし防止装置の設置と降車時の障害児の所在の確認		
138	自主点検のポイント41 安全計画(3)3列以上備えた自動車	【根拠法令】 条例第41条の3・第78条、省令第40条の3・第71条・第72条 送迎時間中に全従業員が送迎に出てしまい、事業所が無人となるような人員配置をしていませんか。 (送迎時に不慮の事故等あることも考え、常に連絡対応が取れるよう、最低1名は留守番として事業所に配置できる人員体制としてください。)	
139	自主点検のポイント41 安全計画(4)送迎時の対応	【根拠法令】 横浜市施設課後等デイサービスガイドライン 送迎体制は送迎車1台あたり、運転手及び添乗員の2名以上とし、送迎ルートに関してはこどもの心身に無理のないルートとしていますか。	
140	自主点検のポイント41 安全計画(4)送迎時の対応	【根拠法令】 横浜市施設課後等デイサービスガイドライン 送迎を実施した際には、①運転手、添乗員の名前、②利用者の名前、送迎ルート、③その他特記事項について記録していますか。	
141	自主点検のポイント41 安全計画(4)送迎時の記録	【根拠法令】 横浜市施設課後等デイサービスガイドライン 安全計画及び安全計画に基いて実施した訓練、研修の実施記録を1つのファイル(PDF形式(.pdf)もしくはzip形式)にして添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】安全計画」としてください。	
142	自主点検のポイント41 安全計画(5)	事業所で作成している①地震、火災、水害に関するマニュアル、②救急対応マニュアル、③感染症予防・感染症発生時の対応(インフルエンザ、ノロウイルス、その他)マニュアル、④アレルギー対応マニュアル、⑤送迎マニュアル、⑥外出時の交通事故対応マニュアル、⑦防犯対策マニュアル、⑧個人情報保護マニュアルを1つのファイル(PDF形式(.pdf)もしくはzip形式)にして添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】マニュアル」としてください。 ※③アレルギー対策マニュアルはこどもごとに作成が必要ですが、添付する者はひな形もしくは一つを添付してください。 ※施設課後等デイサービスガイドライン サービス提供時間中に、災害や事件、事故等が発生することを想定し、あらゆるリスクごとのマニュアルを整備すること。具体的には、以下が想定される。 ・地震、火災、水害 ・救急対応 ・感染症予防・感染症発生時の対応(インフルエンザ、ノロウイルス、その他) ・アレルギー対応(こどもごとに必要) ・送迎	
143	自主点検のポイント41 安全計画(5)	障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 【根拠法令】 条例第42条・第78条・第81条の9・第89条、省令第41条・第71条・第71条の14・第79条	
144	自主点検のポイント42 衛生管理(1)設備等の衛生管理	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置(対策を検討する委員会の定期的開催及び従業員へ周知等)を講じていますか。 【根拠法令】 条例第42条・第78条・第81条の9・第89条、省令第41条・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(31) ○感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと ○特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講ずること 実際に取り組んでいるものにチェックを入れてください。	
145	自主点検のポイント42 衛生管理(2)感染症の発生及びまん延防止等	※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、ICTの活用(テレビ電話装置等の利用)が可能で 上記取り組み等が確認できる書類(感染対策委員会開催の議事録、指針、研修実施記録、訓練実施記録)を1つのファイル(PDF形式(.pdf)もしくはzip形式)にして添付してください。 添付するファイル名は、「【事業所番号】【事業所名】【単位】感染症対策」としてください。	
146	自主点検のポイント42 衛生管理(2)感染症の発生及びまん延防止等	常時使用する従業員に対し、健康診断を実施していますか。 【根拠法令】 労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第43条・第44条第1項 【参照】 労働安全衛生規則 ○常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。(第43条) ○常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。(第44条第1項)	
147	自主点検のポイント42 衛生管理(2)感染症の発生及びまん延防止等	【根拠法令】 条例第43条・第78条・第81条の9、省令第42条・第71条・第71条の14 【参照】 解釈通知 第三の3(32) ○事業所から至近距離にあることが望ましい。	
148	自主点検のポイント42 衛生管理(3)従業員の健康管理		
149	自主点検のポイント43 協力医療機関		

150	自主点検のポイント44 掲示	事業所の見やすい場所に、指定書、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、入口に近い場所が相談室等に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供してください。 ※職員の氏名など事業所の支援体制も併せて掲示等することが望ましい。 ※避難確保計画作成対象の場合には概要版を掲示してください。 【根拠法令】 条例第44条・第78条・第81条の9・第89条、省令第43条・第71条・第71条の14・第79条	
151	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(1)身体拘束等の禁止	サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていませんか。 【根拠法令】 条例第45条・第78条・第81条の9・第89条、省令第44条第1項・第71条・第71条の14・第79条	
152	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(2)身体拘束等の記録	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 ※基準を満たしていない場合は基本報酬を減算 ※やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討、個別支援計画に記載し、本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。 【根拠法令】 条例第45条・第78条・第81条の9・第89条、省令第44条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 ことば 家庭庁支援局障害児支援課) (1)やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件 ①切迫性 ②非代替性 ③一時性 (2)やむを得ず身体拘束を行う時の手続き ①組織による決定と個別支援計画への記載 ②本人・家族への十分な説明 ③必要な事項の記録 ④身体拘束発生後事後減算の創設	
153	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(3)身体拘束等の適性化	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ※基準を満たしていない場合は基本報酬を減算 ※身体拘束等の適正化のための対策検討委員会は、ICTの活用(テレビ電話装置等の利用)が可能 ※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。 【根拠法令】 条例第45条・第78条・第81条の9・第89条、省令第44条第3項・第71条・第71条の14・第79条	
154	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(3)身体拘束等の適性化	身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	
155	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(3)身体拘束等の適性化	指針に記載のある項目についてチェックしてください。 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 利用者等に対する当該指針の周知に関する基本方針 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	
156	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(3)身体拘束等の適性化	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実施していますか。 ※基準を満たしていない場合は基本報酬を減算 【根拠法令】 条例第45条・第78条・第81条の9・第89条、省令第44条第3項・第71条・第71条の14・第79条	
157	自主点検のポイント45 身体拘束の禁止(3)身体拘束等の適性化	身体拘束等の適性化のための指針、身体拘束等の適性化のための研修の進捗記録を1つのファイル(PDF形式・ed形式もしくはzip形式)にして添付してください。 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。【参照】 児童虐待の定義「児童虐待の防止等に関する法律」第2条 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監視を著しく怠ること。 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 解釈通知 第三の3(35)、(26)⑧ ○従業者の障害児に対する虐待等の行為を禁止したもの ○虐待防止の具体的措置は、運営規程に定めることを義務づけた虐待防止のための措置に関する事項を参考にすること(自主点検のポイント12) ・虐待防止に関する担当者の設置 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施 ・虐待防止委員会の設置等に関すること 【根拠法令】 条例第46条・第78条・第81条の9・第89条、省令第45条・第71条・第71条の14	
159	自主点検のポイント46 虐待等の禁止	業務中に個人の携帯電話やスマートフォンを携帯すること、使用することを禁止していますか。 【根拠法令】 横浜市放放課後等デイサービスガイドライン	
160	自主点検のポイント46 虐待等の禁止	【根拠法令】 横浜市放放課後等デイサービスガイドライン ・排泄介助は、原則、同性介助とすること ・ただし、同性に対する性的虐待も発生しうするため、支援の状況は常にチェックし合う必要がある。	

161	自主点検のポイント47 秘密保持等（個人情報提供の同意）	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 ※個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。また、ホームページへの写真掲載等にあたっては、別に同意が必要です。 【根拠法令】 条例第48条・第78条・第81条の9・第89条、省令第47条第3項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(37)③ ・従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したものの ・この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである	
162	自主点検のポイント48 情報の提供等(1)情報の提供	サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。 ※WAMNETによる情報提供を行っているかの回答をしてください。 【根拠法令】 条例第49条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第48条第1項・第71条	
163	自主点検のポイント48 情報の提供等(1)情報の提供	事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないでしょうか。 【根拠法令】 条例第49条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第48条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
164	自主点検のポイント48 情報の提供等(2)虚偽又は誇大広告	障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 【根拠法令】 条例第50条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第49条第1項・第71条・第71条の14・第79条	
165	自主点検のポイント49 利益供与等の禁止(1)利益供与の禁止	障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。 【根拠法令】 条例第50条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第49条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
166	自主点検のポイント49 利益供与等の禁止(2)利益收受の禁止	提供したサービスに関する、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。 ※第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かない、密着化するという事態を防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です ※重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員）のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。 ①本市で支給決定を受けた場合は、 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号：045-671-4274 FAX: 045-663-2304 E-mail: kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp ②かながわ福祉サービス運営適正化委員会 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内 電話番号：045-311-8861 FAX: 045-312-6302 E-mail: tekisei@knsyky.jp 受付時間 月曜～金曜日 9:00～16:00 【根拠法令】 条例第51条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第50条第1項・第71条・第71条の14・第79条、社会福祉法83条 【参照】 解釈通知 第三の3(39)① ・「必要な措置」とは、具体的に、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずること ・当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に	
167	自主点検のポイント50 苦情解決(1)苦情解決のための措置	上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果等を記載できる様式を定めてください。 【根拠法令】 条例第51条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第50条第2項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(39)② ・苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの ・事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら提供したサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 【根拠法令】 条例第51条第3項・第78条・第81条の9・第89条、省令第50条第3項・第71条	
168	自主点検のポイント50 苦情解決(2)苦情受付の記録	市町村長から求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を報告していますか。 【根拠法令】 条例第51条第4項・第78条・第81条の9・第89条、省令第50条第4項・第71条・第71条の14・第79条	
169	自主点検のポイント50 苦情解決(3)市町村が行う調査等への協力、改善	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力していますか。 【根拠法令】 条例第51条第5項・第78条・第81条の9・第89条、省令第50条第5項・第71条・第71条の14・第79条	
170	自主点検のポイント50 苦情解決(4)改善内容の報告	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 【根拠法令】 条例第52条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第51条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(40)① ○事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない	
171	自主点検のポイント50 苦情解決(5)運営適正化委員会が行う調査等への協力		
172	自主点検のポイント51 地域との連携等		

173	自主点検のポイント52 事故発生時の対応(1)事故発生時の措置	障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 【根拠法令】 条例第53条・第78条・第81条の9・第89条、省令第52条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者による事故等報告の取扱いについて (通知)(令和6年4月26日付に障福第276号) https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=171 ○解釈通知 第三の3(41) ・障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること ・サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと、また、事業所に自動体外式除動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと ・事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること、なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)」に関する取り組み指針が示されているので、参考にされたい。	
174	自主点検のポイント52 事故発生時の対応(2)事故の記録	○「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)」に関する取り組み指上記(1)の事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録していますか。 【根拠法令】 条例第53条・第78条・第81条の9・第89条、省令第52条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
175	自主点検のポイント52 事故発生時の対応(2)事故の記録	次のうち作成しているものにチェックを入れてください。 【根拠法令】 条例第53条・第78条・第81条の9・第89条、省令第52条第2項・第71条・第71条の14・第79条	
176	自主点検のポイント52 事故発生時の対応(2)事故の記録	苦情対応、事故対応及びヒヤリハット事例を職員に共有し、再発防止策を講じる等、事業所運営にいかしていますか。 【根拠法令】 横浜市政放課後等デイサービスガイドライン ・「苦情をいかに次の支援につなげるか」という視点を持ち、日頃の支援を見直し、改善につなげるよう努めること。苦情が、事業所内で共有され、改善につなげているという実感を持ってもらうことが、保護者との信頼関係を構築する上では重要となる。 ・事故報告書、ヒヤリハットの記録の保管は必須とする。また、これらを使った再発防止研修を必ず定期的にを行うこと。	
177	自主点検のポイント52 事故発生時の対応(3)損害賠償	障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 【根拠法令】 条例第53条・第78条・第81条の9・第89条、省令第52条第3項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(41) ○サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない ○賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと	
178	自主点検のポイント52 事故発生時の対応(4)損害賠償の加入	賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。 【根拠法令】 条例第53条・第78条・第81条の9・第89条、省令第52条第3項・第71条・第71条の14・第79条	
179	自主点検のポイント53 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 【根拠法令】 条例第54条・第78条・第81条の9・第89条、省令第53条・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(42) ○当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと	
180	自主点検のポイント54 記録の整備(1)記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 【根拠法令】 条例第55条第1項・第78条・第81条の9・第89条、省令第54条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(43) ○従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておく必要があること	
181	自主点検のポイント54 記録の整備(2)記録の保存	障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していますか。 一 サービスの提供の記録(省令第21条第1項)二 通所支援計画三 利用者に関する市町村への通知に係る記録(省令第35条)四 身体拘束等の記録(省令第44条第2項)五 苦情の内容等の記録(省令第50条第2項)六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録(省令第52条第2項) 【根拠法令】 条例第55条第2項・第78条・第81条の9・第89条、省令第54条第1項・第71条・第71条の14・第79条 【参照】 解釈通知 第三の3(43) ○上記の記録については、少なくとも5年以上保存しておかなければならない	
182	自主点検のポイント55 変更の届出等(1)指定事項の変更	指定に係る事項に変更があったとき、10日以内にその旨を市町村長に届け出ていますか。 ※指定申請書や各種届出の副本については、紛失又は散逸しないよう、整理し、保管してください。 ※事業所レイアウトを変更した際には、変更届とともに事業所の平面図を提出してください。 【根拠法令】 法第21条の5の20 ○変更に係る指定事項 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称・主たる事務所在地、代表者氏名・住所 ③申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所 ⑥運営規程 ⑦障害児通所給付費の請求に関する事項 ⑧事業を再開したとき	
183	自主点検のポイント55 変更の届出等(2)事業の廃止又は休止	事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ※休止、廃止をする際には利用者の意向を確認し、継続したサービス利用等ができるよう、事業者が調整を行う必要があること。 【根拠法令】 法第21条の5の20	

184	自主点検のポイント56 業務管理体制の整備(1)業務管理体制の届出	事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市、県(事業所等が2市町村以上にある事業者)又は厚生労働省(事業所等が2都道府県以上にある事業者)に法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出をしていますか。 ※事業所等の数によって届出の内容が異なります。事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。一事業所で複数指定を受けている場合はそれぞれを数えます。 ※届出事項 ・事業所数が20未満:法令遵守責任者の氏名 ・事業所数が20～99:法令遵守責任者の氏名及び法令遵守規程の概要 ・事業所数が100以上:法令遵守責任者の氏名、法令遵守規程の概要及び業務執行状況の監査方法 ※法令遵守責任者(法令遵守のための体制の責任者) ・関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 ※法令遵守規程 ・法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル) ※業務執行状況の監査方法 ・監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。また、監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 【根拠法令】 法第21条の5の26	
185	自主点検のポイント57 障害児通所給付費算定等における基本事項(1)体制等に関する届出書	○障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出 当該年度の各加算等の算定状況に前年度から変更があった場合に「指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出していますか。 【参考】留意事項通知 第一の1、5	
186	自主点検のポイント57 障害児通所給付費算定等における基本事項(1)体制等に関する届出書	指定事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかになった場合は、速やかにその旨(同届出書)を提出していますか。 【参考】留意事項通知 第一の1、5	
187	自主点検のポイント57 障害児通所給付費算定等における基本事項(2)各サービスとの算定関係	障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。(ただし、保育所等訪問支援については、他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能ですが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできません。) 留意事項通知 第二の1(2) ○指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 ○障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能である。 ○同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。	
188	自主点検のポイント57 障害児通所給付費算定等における基本事項(2)各サービスとの算定関係	同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定していませんか。 留意事項通知 第二の1(2) ○指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 ○障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能である。 ○同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。	
189	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)児童発達支援給付費の算定について	事業所種別、障害児の医療的ケア区分並びに障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※事業所種別 児童発達支援センター、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所、基準該当児童発達支援事業所 【根拠法令】 報酬告示第1の1 留意事項通知 第二の2(1)	
190	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)児童発達支援給付費の算定について	児童発達支援センター及び共生型児童発達支援を行う事業所以外の児童発達支援事業所において、報酬告示第1の1の二(主に来就学児に対し指定児童発達支援を行う場合の報酬)を算定する場合は、医療的ケア区分及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。 【根拠法令】 報酬告示第1の1 留意事項通知 第二の2(1)	
191	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)児童発達支援給付費の算定について	人員基準上の配置を満たし、かつ未就学児の割合が70%以上の場合に算定しているか。 【根拠法令】 報酬告示第1の1 留意事項通知 第二の2(1)	
192	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)2 児童発達支援給付費に関わる医療的ケア区分の取扱いについて	医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて指定児童発達支援事業所において、医療的ケアスコアの基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数が3点以上の児童(以下「医療的ケア児」)に対して、次の数の看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を配置して医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為)を提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分(以下「医療的ケア区分」)に応じた基本報酬を算定していますか。 ※配置が必要な看護職員数(医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定には、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置が必要) (ア)医療的ケア区分3(医療的ケアスコアが32点以上の場合)の医療的ケア児1人につき看護職員をおおむね1名 (イ)医療的ケア区分2(医療的ケアスコアが16点以上の場合)の医療的ケア児2人につき看護職員をおおむね1名 (ウ)医療的ケア区分1(医療的ケアスコアが3点以上の場合)の医療的ケア児3人につき看護職員をおおむね1名 【根拠法令】 報酬告示第1の1 留意事項通知 第二の1(4の2)	

193	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)2 児童発達支援給付費に関わる医療的ケア区分の取扱いについて	下記(イ)の方法により算出した、配置看護職員数の1月間の延べ人数(以下「配置看護職員合計数」という。)(ア)の方法により算出した、必要看護職員数の1月間の延べ人数(以下「必要看護職員合計数」という。))以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用したすべての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定していますか。 ※算定要件となる看護職員の人数の取扱い (ア)配置が必要な看護職員数の1月間の延べ人数の、算出方法 医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数(以下「必要看護職員数」)は以下のとおりであり、当該月に指定児童発達支援事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。 ・医療的ケア区分3＝1 ・医療的ケア区分2＝0.5 ・医療的ケア区分1＝0.33 (イ)実際に配置した看護職員数の1月の延べ人数の算出方法 医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数(以下「配置看護職員数」)を合計する。このとき、医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数える。 * 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援に従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要。 * 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援に従事した場合に1人として数える(提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする。)。) * 指定通所条例第6条の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員は本項の人数に計上できないものとする。 * 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯において、実際に医	
194	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)2 児童発達支援給付費に関わる医療的ケア区分の取扱いについて	配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員合計数が必要看護職員数を最も下回っている日について以下の(ア)及び(イ)の算出方法から除外して算出することが出来るが、その場合、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定していますか。 ※算定要件となる看護職員の人数の取扱い (ア)配置が必要な看護職員数の1月間の延べ人数の、算出方法 医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数(以下「必要看護職員数」)は以下のとおりであり、当該月に指定児童発達支援事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。 ・医療的ケア区分3＝1 ・医療的ケア区分2＝0.5 ・医療的ケア区分1＝0.33 (イ)実際に配置した看護職員数の1月の延べ人数の算出方法 医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数(以下「配置看護職員数」)を合計する。このとき、医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数える。 * 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援に従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要。 * 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援に従事した場合に1人として数える(提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする。)。) * 指定通所条例第6条の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員は本項の人数に計上できないものとする。 * 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯において、実際に医	
195	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)2 児童発達支援給付費に関わる医療的ケア区分の取扱いについて	医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないため、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定していますか。 (この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていなかった日とするので、上記(イ)における「配置」の考え方は異なることに留意してください。) 【根拠法令】 報酬告示第1の1 留意事項通知 第二の1(4の2)	
196	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(1)2 児童発達支援給付費に関わる医療的ケア区分の取扱いについて	実際に配置した1月間の看護職員数の延べ人数が、配置が必要な看護職員数の1月間の延べ人数未満の場合、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないため、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定していますか。 【根拠法令】 報酬告示第1の1 留意事項通知 第二の1(4の2)	
197	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(2)放課後等デイサービス給付費の算定について	学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等に就学している障害児(就学児)に対し、授業終了後又は休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(重症心身障害児に対するもの以外は、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市に届け出たものに限る。)において、サービスを行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じて、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。 【根拠法令】 告示別表第3の1イ、ロ、ハ第3の1注1、2	
198	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(2)放課後等デイサービス給付費の算定について	医療的ケア児に対して、以下に定める数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定していますか。 ※算定に当たっては、現に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で算定する。サービスの提供時間が30分未満のものについては、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために短時間にする必要がある等の理由で提供が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合に限る。所定単位数を算定する。 【根拠法令】 告示別表第3の1イ、ロ、ハ第3の1注1、2 こども家庭庁長官が定める施設基準(平成24年こども家庭庁長官告示第269号・8) ※医療的ケア児の基本報酬区分を設定 ※重度心身障害児を除く イ 授業の終了後にサービスを行う場合 (1)区分1(サービスの提供時間が3時間以上) (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合 (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合 (三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合 (四)(一)から(三)まで以外の場合 (2)区分2(サービスの提供時間が3時間未満) (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合 (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合 (三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合 (四)(一)から(三)まで以外の場合ロ 休業日にサービスを行う場合 (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合 (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	

199	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(3)定員超過利用減算	障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数に子ども家庭庁長官が定める割合を乗じて算定(減算)していますか。 ※災害等やむを得ない事由での受入を除く。 【子ども家庭庁長官が定める基準及び割合】(平成24年厚生労働省告示第271号) ◇障害児の数の基準 ①過去3月間の利用実績による減算の取扱い 過去3月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1月間について障害児全員分につき減算 ア 利用定員11人以下 定員数に3を加えた数を超える場合イ 利用定員12人以上 定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ②1日当たりの利用実績による減算の取扱い 1日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1日について障害児全員につき減算 ア 利用定員50人以下 定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合イ 利用定員51人以上 定員数から50を控除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えた数を超える場合 ◇単位数に乘じる割合 100分の70	
200	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(4)人員欠如減算	従業者の員数が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合(配置すべき員数を下回っている場合)に、別に子ども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乘じて得た数を算定(減算)していますか。 ※サービス提供職員欠如減算 留意事項通知 第二の1(6) ①算定される単位数 ・減算が適用される月から3月末満 100分の70 ・減算の適用から3月目以降 100分の50 ②減算の具体的取扱い 配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 ア 1割を超えて欠如した場合＝その翌月から算定 イ 1割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合＝その翌々月から算定 ※児童発達支援管理責任者欠如減算 留意事項通知 第二の1(6) ①算定される単位数 ・減算が適用される月から5月末満 100分の70 ・減算の適用から5月目以降 100分の50 ②減算の具体的取扱い 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算＝その翌々月から算定 ※常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、人員(要件)欠如の翌々月から人員(要件)欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算 ※多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算	
201	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(5)個別支援計画未作成減算	サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて算定(減算)していますか。 (一)個別支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合・・・100分の70 (二)個別支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合・・・100分の50 【根拠法令】 告示別表第1の1注3(2)、第3の1注4(2) 留意事項通知 第二の1(7) ○次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する障害児につき減算 (一)児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと	
202	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(6)自己評価結果等未公表減算	児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容(自己評価結果等)について、指定所基準の規定に基づき公表したのとして市町村長に届け出していない場合に、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定(減算)していますか。 ※自己点検のポイント27(8)参照 【根拠法令】 告示別表第1の1注3(3)、第3の1注4(3) 留意事項通知 第二の1(8)	
203	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(7)支援プログラム未公表減算	支援プログラム未公表減算については、指定所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「基準条例」という。)の規定に基づき、支援プログラム(5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション)及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、公表が適切に行われていない場合、所定単位数の100分の85で算定していますか。 ※令和7年4月1日より開始されています 【根拠法令】	
204	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(8)開所時間減算	営業時間が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定していますか。 【子ども家庭庁長官が定める基準及び割合】(平成24年厚生労働省告示第271号・1) ①営業時間が4時間以上6時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く)＝100分の85 ②営業時間が4時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く)＝100分の70 【根拠法令】 告示別表第1の1注4、第3の1注5 留意事項通知 第二の2(1)①(六)、③(四) ○「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない ○個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は減算の対象とならない やむを得ず身体拘束等を行うに際して、指定所基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	
205	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(9)身体拘束廃止未実施減算	【根拠法令】 告示別表第1の1注5、第3の1注6	
206	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(10)虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 (一)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。 (二)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (三)(一)及び(二)の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※自主点検のポイント1(4)虐待防止の措置参照 【根拠法令】 告示別表第1の注5の2、第3の1注6の2	
207	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(11)業務継続計画未策定減算	業務継続計画を作成していない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※自主点検のポイント40業務継続計画未作成の場合は、減算となります。 【根拠法令】 告示別表第1の1注6、第3の1注6の3	

208	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(12)情報公表未報告減算	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しています。 【根拠法令】 告示別表第1の1注6の2、第3の1注6の4	
209	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(13)児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置しているものとして市町村長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算しています。 【根拠法令】 告示別表第1の1注8、第3の1注7 【参照】 留意事項通知第二の2(1)④(一) ○児童指導員等を加配している場合については、当該児童支援員等の児童福祉事業に従事した経年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用員の区分に応じ算定すること。 ○児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理学修了等)、視覚障害児支援担当職員(研修修了等)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう。 ○児童福祉事業に従事した経年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経年数も含まれる。 ○配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の因	
210	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(14)専門的支援体制加算	理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に対する助言等専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費(放課後等デイサービス給付費)の算定に必要となる従業者の員数に加えて理学療法士等を1人以上配置するものとして市町村長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算しています。 【根拠法令】 告示別表第1の1注9、第3の1注8 【参照】 留意事項通知第二の2(1)④の2(一) 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、捜査障害児支援担当職員をいう。	
211	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(15)看護職員加配加算	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして、市町村長に届け出た事業所(主として重症心身障害児を通わせる事業所)において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として1日につき定められた単位数を所定単位数に加算しています。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては加算できません。 【根拠法令】 告示別表第1の1注10、第3の1注9	
212	自主点検のポイント58 障害児通所給付費(15)看護職員加配加算	前年度及び本年度取得した加算に該当するものにチェックを入れてください。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては加算できません。 【看護職員加配加算(1)】 留意事項通知 第二の2(1)④の3(一) ア 指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして知事に届け出ること。 イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。 【看護職員加配加算(2)】 ＜留意事項通知 第二の2(1)④の3(二)＞ ア 指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして知事に届け出ること。 イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。	
213	自主点検のポイント59 家族支援加算	事業所に直ぐべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、家族支援加算1又は家族支援加算2それぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、家族支援加算1又は家族支援加算2に掲げる場合に並び、それぞれに掲げる所定単位数を加算しています。 ※相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 ※当該障害児にサービスを提供しない月においては算定できない。 ※多機能型事業所で本加算を算定する場合は、同一障害児に係る家族等への相談援助について算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回を限度とします。相談援助等の内容は記録として残してください。 【根拠法令】 告示別表第1の2、第3の2	
214	自主点検のポイント59 家族支援加算	前年度及び本年度取得した加算に該当するものにチェックを入れてください。 【家族支援加算(1)】 (1)障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 (一)所要時間1時間以上の場合 (二)所要時間1時間未満の場合 (2)事業所等において対面により相談援助を行った場合 (3)テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 留意事項通知第二の2(1)⑤の(一) ・(1)から(3)全体として1日につき1回及び1月につき、4回を限度として算定するものであること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定できない。 ・相談援助が30分に満たない場合は算定されない。 ・(3)の算定に当たっては、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。 ・障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談の対象や内容に応じて効果的な相談援助になるよう努めること。 ・事業所以外の場所において対面で個別に行った場合は(2)を算定すること。 【家族支援加算(2)】 (1)対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2)テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 留意事項通知第二の2(1)⑤の(二) ・(1)及び(2)全体として1日につき1回及び1月につき、4回を限度として算	

215	自主点検のポイント60 子育てサポート加算	事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、あわせて、障害児の家族等に対して、事業所等の従業者がサービスを行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第1の2の2、第3の2の2 【参照】 留意事項通知 第二の2(1)⑥ ・あらかじめ通所決定保護者の同意を得た上で、従業者が個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。 ・サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援の場面の観察や参加等をしていること。 ・個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行うこと。 ・複数に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの状況に応じた支援が可能な体制を確保し実施すること。従業者1人があわせて行う相談援助は最大5世帯程度までを基本とする。 ・日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 ・家族支援加算と同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算子育てサポート加算を算定したこどもの名前及び時期を記入して下さい	
216	自主点検のポイント60 子育てサポート加算	保護者から依頼を受け、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	
217	自主点検のポイント61 利用者負担上限管理加算	【根拠法令】 告示別表第1の4、第3の3 【参照】 留意事項通知 第二の2(1)⑧ ・「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 ・負担額が負担上限額を實際に超えているか否かは算定の条件としない。	
218	自主点検のポイント62 福祉専門職員配置等加算	指定基準の規定により置くべき児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市町村長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第1の5、第3の4 【参照】 留意事項通知 第二の2(1)⑧ ・「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。	
219	自主点検のポイント62 福祉専門職員配置等加算	該当する者にチェックを入れてください。 福祉専門職員配置等加算(1) 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるもの 福祉専門職員配置等加算(2) 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるもの 福祉専門職員配置等加算(3)ア 児童指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上 福祉専門職員配置等加算(3)イ 児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上	
220	自主点検のポイント63 欠席時対応加算	サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定していますか。 ※重症児対象の場合、1月の利用者数が定員の80%に満たない場合は、1月に8回を限度として算定可。 ※「欠席」の記録のみでは算定できません。利用者名・連絡受付日・中止日・中止理由に加え、相談援助として行った内容を記録してください。(内容を記載できる様式を作成し、専用のファイル等で残しておくことをお勧めしています。) 【根拠法令】 告示別表第1の7、第3の5 【参照】 留意事項通知 第二の2(1)⑩ ・急病等により利用を中止した場合とは提供予定日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合。 ・「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして、市町村長に届け出た事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合に、個別支援計画に位置付けられたサービスに日数に応じ1月に2回(放デイのみ)、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算していますか。 ※個別支援計画未作成減算を算定しているときは、加算できません。 ※支援を行った日時及び支援内容に関する記録を作成すること。	
221	自主点検のポイント64 専門的支援実施加算	【根拠法令】 告示別表第1の8 【参照】 ◇【こども家庭庁長官が定める基準】(平成24年厚生労働省告示第270号・1の3) ・加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理活動のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。 留意事項通知 第二の2(1)⑪ ○理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定 ・専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき適切に支援を行うこと。 ・専門的支援は個別での自しいを基本としつつ、小集団による実施も可能とする。 ・専門的支援の提供時間は少なくとも30分以上を確保すること。 ・1月の算定限度回数は、児童発達支援の場合、障害児の月利用日数が12日未満の場合4回、12日以上の場合6回。放課後等デイサービスの場合は、障害児の月利用回数が6日未満の場合2回、12日未満の場合4回、12日以上の場合6回とする。	

222	自主点検のポイント65 強度行動障害児支援加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして市町村長に届け出た事業所又は共生型児童発達支援事業所（共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、サービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は、加算しない。 ※加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。 【根拠法令】 告示別表第1の8の2 【参照】 こども家庭庁長官が定める基準（平成24年厚生労働省告示第270号・第1号の4） 強度行動障害の内容の欄の区分に応じ、当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児 ○留意事項通知 第二の2（1）②の2 実践研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対してサービスを行う支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するもの。支援計画シート別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市町村長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったとき、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。	
223	自主点検のポイント66 集中的支援加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市町村長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったとき、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。	
224	自主点検のポイント67 人工内耳装用児支援加算	言語聴覚士を1以上配置しているものとして市町村長に届け出た事業所等において、聴覚児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか（人工内耳装用児支援加算2）。 【根拠法令】 告示別表第1の8の4	
225	自主点検のポイント68 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして市町村長に届け出た事業所において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第1の8の5	
226	自主点検のポイント69 個別サポート加算 個別サポート加算（1）	重症心身障害児（放課後等デイサービスにおいては行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児）等に対してサービスを行った場合に、一日につき、所定単位数を加算していますか。 ※主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定しているときは加算できません。 【根拠法令】 告示別表第1の9 【参照】 留意事項通知 第二の2（1）⑥の6 児童発達支援において対象となる障害児 （一）重症心身障害児 （二）身体に重度の障害がある児童 （三）重度の知的障害がある児童 （四）精神に重度の障害がある児童 留意事項通知 第二の2（3）⑥の5放課後等デイサービスにおいては （一）就学児サポート調査票の各項目については算出した合計が13点以上の障害児 （二）就学児サポート調査票において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常動作について全介助を必要とされた児童児	
227	自主点検のポイント69 個別サポート加算 個別サポート加算（2）	要保護児童又は要支援児童（※）（放課後等デイサービスにおいてはその保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の機関又は当該児童若しくは保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるもの）を受け入れて支援した場合に、1日につき所定単位数を1日につき所定単位数を加算していますか。 （※）要保護児童又は要支援児童 ・児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により支援等を行う必要がある児童 【根拠法令】 告示別表第1の9 告示別表第3の7注2 【参照】 留意事項通知 第二の2（1）⑦の7 ・支援の必要性について、保護者に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、慎重に検討すること。 ・児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 ・連携先機関との共有は1回以上1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでのいう文書は、連携先機関が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 ・連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得ること。 ・市町村から連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について	
228	自主点検のポイント69 個別サポート加算 個別サポート加算（2）	個別サポート加算（2）を算定したこどもの名前及び時期を記入して下さい。	
229	自主点検のポイント69 個別サポート加算 個別サポート加算（3）	あらかじめ保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第3の7注3	
230	自主点検のポイント69 個別サポート加算 個別サポート加算（3）	個別サポート加算（3）を算定したこどもの名前及び時期を記入して下さい。	
231	自主点検のポイント70 入浴支援加算	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第1の9の2	
232	自主点検のポイント71 自立サポート加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第3の7の2	
233	自主点検のポイント71 自立サポート加算	自立サポート加算を算定したこどもの名前及び時期を記入して下さい。	

234	自主点検のポイント72 通所自立支援加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算しています。 【根拠法令】 告示別表第3の7の2	
235	自主点検のポイント72 通所自立支援加算	通所自立支援加算を算定したこどもの名前及び時期を記入して下さい。	
236	自主点検のポイント73 医療連携体制加算	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、障害児の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、所定単位数を加算しています。 【根拠法令】 告示別表第1の10告示別表第3の8 留意事項通知 第二の2(1)⑬ ○あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結する。 ○当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けるとともにその内容を書面に残すこと。 ・当該障害児の主治医以外の医師が主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 ・当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。 ・看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、(1)～(3)を算定する利用者全体で8人を限度、(4)及び(5)を算定する障害児全体で8人を限度とする。 ・(1)～(6)は医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合又は主と算定している加算を選択してください。	
237	自主点検のポイント73 医療連携体制加算	・医療連携体制加算(1) 医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護(健康観察等)を1時間未満行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 ・医療連携体制加算(2) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護(健康観察等)を1時間以上2時間未満行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 ・医療連携体制加算(3) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護(健康観察等)を2時間以上行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 ・医療連携体制加算(4) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算 ・医療連携体制加算(5) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算 ・医療連携体制加算(6)	
238	自主点検のポイント74 送迎加算	障害児に対して、居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しています。 【根拠法令】 告示別表第1の11注1告示別表第3の9注1 留意事項通知 第二の2(1)⑭、(3)⑬ ・送迎については、事業所と居宅間の送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えない。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 横浜市版放課後等デイサービスガイドライン ○学校との関係では、特に送迎時にトラブルが発生しやすい。送迎時の対応については、事前に保護者及び各学校と調整すること。学校に十分な説明をしない場合、こどもの安全への配慮から、学校からの送迎が全面的に禁止となる等もある。その際、学校による個々の状況を鑑みて調整を行う必要がある。送迎時の対応については、特に以下の点については徹底すること。 <学校との連携> ・連絡体制の確立 ・身分証の携帯(「顔写真付社員証」等) ・学校の周辺環境への配慮(長時間の路上駐車、無断駐車、騒音等) ・下校時の事故等への配慮(従業員の複数体制、車中にこどもを長時間置き去りにする等) ・事業所を利用しているこども以外も含めた安全への配慮 ・はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブへ迎えに行く場合の届出 ○車両の運行にあたっては事業者として日常点検、定期点検を実施する等、安全装置を含め、設備に不備、不良が生じていないか確認を行うこと。法令等に定められた点検を行わない車両を運行してはならない。	
239	自主点検のポイント75 延長支援加算	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。)を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間に応じ、1日につき所定単位数を加算しています。 【根拠法令】 告示別表第1の12告示別表第3の10 留意事項通知 第二の2(1)⑮ ・加算の算定に当たっては、延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行うものであること。 ・延長支援時間は1時間以上で設定すること。なお、延長支援時間に送迎は含まれない。 ・延長支援時間における障害児の数が10名以下の場合、2人以上の従業者を配置すること。このうち1人以上は、指定基準により配置することとされている従業者を配置すること。 ・医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合は、看護職員を1名以上配置すること。 ・運営規程に定める営業時間が6時間以上(重症心身障害児の場合は8時間以上)であること。	

240	自主点検のポイント75 延長支援加算	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。（延長時間））を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第1の12告示別表第3の10 留意事項通知 第二の2(1)⑤ ・加算の算定に当たっては、延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行うものであること。 ・延長支援時間は1時間以上で設定すること。なお、延長支援時間に送迎は含まれない。 ・延長支援時間における障害児の数が10名以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。このうち1人以上は、指定基準により配置することとされている従業者を配置すること。 ・医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合は、看護職員を1名以上配置すること。 ・運営規程に定める営業時間が6時間以上（重症心身障害児の場合は8時間以上）であること。	
241	自主点検のポイント76 関係機関連携加算	障害児が通う保育所や小学校その他の関係機関、また、就学予定の小学校や就職予定の企業や官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、連絡調整や相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 ※他の障害児通所支援事業との連携は加算の対象となりません。 ※相談援助等の内容は記録として残してください。 【根拠法令】 告示別表第1の12の2、第3の10の2	
242	自主点検のポイント76 関係機関連携加算	関係機関連携加算(1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、学校、専修学校その他の就学児が日常的に通う施設（「学校等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 留意事項通知 第二の2(1)⑤の2準用 ・会議はテレビ電話装置等を活用して実施することができる。 ・会議の開催に留まらず、保育所施設等との日常的な連絡調整に努めること。 関係機関連携加算(2) 学校等施設との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 関係機関連携加算(3) 児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合において、1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 関係機関連携加算(4) 就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保	
243	自主点検のポイント77 事業所間連携加算	事業所等において、障害児支援利用計画案を市町村に提出した保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合にあって、基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算していますか。 【根拠法令】 告示別表第1の12の3、第3の10の3	
244	自主点検のポイント77 事業所間連携加算	次のうち該当するものにチェックを入れてください。	
245	自主点検のポイント78 保育・教育等移行支援加算	【退所前に移行に向けた取組を行った場合】 事業所の従業者が、障害児が当該事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言を行った場合に、当該退所して障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算 （放課後等デイサービスにあっては、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言を行った場合に、当該退所して就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として加算していますか。） 【退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合】 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算 【退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合】 移行先施設との連絡調整を行ったうえで当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算 【根拠法令】 告示別表第1の12の3	
246	自主点検のポイント79 共生型サービス医療的ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市町村長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※医療連携体制加算を算定しているときは、算定できません。 【根拠法令】 告示別表第1の12の5、第3の10の5	
247	自主点検のポイント80 福祉・介護職員等処遇改善加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 ※令和6年6月1日から。 【根拠法令】 告示別表第1の13、第3の11	
248	自主点検のポイント81 代替的支援	令和5年5月7日以前に代替的な支援を行い報酬を算定していますか。	
249	自主点検のポイント81 代替的支援	令和5年5月8日以降に代替的な支援を行い報酬を算定していますか。	
250	その他書類1	書類のアップロードが必要であれば使用してください。	
251	その他書類2	書類のアップロードが必要であれば使用してください。	
252	その他書類3	書類のアップロードが必要であれば使用してください。	
253	メモ		

令和 年 月提供 【営業時間】平日： 15時00分～ 18時00分 休日： 9時00分～17時00分

記入例					児童指導員 保育士 その他（ ）	児童指導員 保育士 その他（ ）	児童指導員 保育士 その他（ ）	児童指導員 保育士 その他（作業療法士 ）	児童指導員 保育士 その他（理学療法士）	児童指導員 保育士 その他（ ）	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	
日	曜日	利用 児童 人数	管理者	児発管	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	児童指導員等加配（常勤専 従5年未満） 専門的支援加算	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算	児童指導員等加配（ ） 専門的支援加算
			兼務の際は、どちらかを		常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
					専従・兼務	専従・兼務	専従・兼務	専従・兼務	専従・兼務	専従・兼務	専従・兼務	専従・兼務
			A	B	C	D	E	F	G			
6/1	（土）	休	営業日じゃない日は「休」と 入力してください			左から基準人員、加配加算の人 員となるよう記載してください						
6/2	（日）	休										
6/3	（月）	9	8：50～18：25	8：40～19：00	8：50～18：20	8：45～18：10	8：35～18：20	14：00～18：00	13：30～18：00			
6/4	（火）	10	8：42～18：40	8：50～18：15	8：45～18：10	8：40～18：30	8：50～18：15	13：50～18：20	13：45～18：10			
6/5	（水）	8	8：45～18：10	8：42～18：40	8：45～18：10	8：35～18：20	8：45～18：20	13：30～18：00	13：50～18：20			
6/6	（木）	8	8：50～18：15	8：30～18：45	8：40～18：30	8：45～18：15	8：45～18：10	13：45～18：10	13：20～18：15			
6/7	（金）	9	8：55～18：55	8：30～18：55	8：50～18：15	8：50～18：30	8：40～18：30	13：30～18：20	13：45～18：10			
6/8	（土）	休										
6/9	（日）	休										
6/10	（月）	9			以下、全ての営業日について各職員が何時から何時まで勤務したか勤務実績を記入してください							
6/11	（火）	10										
6/12	（水）	8										
6/13	（木）	8										
6/14	（金）	9										
6/15	（土）	休										
6/16	（日）	休										
6/17	（月）	9										
6/18	（火）	10										
6/19	（水）	8										
6/20	（木）	10										
6/21	（金）	10										
6/22	（土）	休										
6/23	（日）	休										
6/24	（月）	9										
6/25	（火）	10										
6/26	（水）	8										
6/27	（木）	8										
6/28	（金）	9										
6/29	（土）	休										
6/30	（日）	休										

各単位ごとに作成してく
※多機能の場合は
児発・放デイ（多機能）

足りない場合は列を追加してください

運営指導事前提出資料（利用一覽）

単位 (単位・教室・クラスなどが 複数ある場合は記入)	
-----------------------------------	--

作成日	
事業所名	
担当者氏名	
連絡先（電話）	

[illegible]

運営指導事前提出資料（事業所状況確認シート）

作成日	
事業所名	
担当者氏名	
連絡先(電話)	

以下について、事業所の状況を記載してください。

処遇改善加算を算定している場合、職員への周知方法を記載してください。

--

児童発達支援管理責任者について、運営指導の前年度から直近の変遷について記載してください。

[illegible]

〈児童指導員等加配加算の算定状況〉

児童指導員等加配加算を算定している場合、運営指導の前年度から直近の変遷について記載してください。

[illegible]

専門的支援体制加算を算定している場合、運営指導の前年度から直近の算定期間について記載してください。

[illegible]

1 様式

第 1 号様式

(第 1 面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名			写真	
氏 名				
生年月日	年 月 日生			
年 月 日交付 年 月 日限り有効				
印				

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある 法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。	
法 令 の 条 項	該当の有無

(備考) この証明書は、用紙 1 枚で作成する。

個人情報取扱特記事項

(令和 5 年 4 月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第 1 条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第 2 条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前 3 項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第 1 号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第 3 条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 4 条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調 査 項 目	内 容
1 業者名	☐ 横浜市競争入札有資格者 ☐ その他() ☐ 横浜市出資法人 (条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	☐ Pマーク ☐ I SMS ☐ その他の資格 () ☐ 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	☐ 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 ☐ 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 ☐ 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 ☐ その他の規程 () ☐ 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	☐ 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年__回／従業員1人につき) ☐ その他 ()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	作業期間中の入室可能人数 ☐ 上記4の作業者のみ ☐ 作業者以外入室可 (☐ 上記外____名 ☐ その他) 入退室者名及び時刻の記録 ☐ なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) ☐ あり ☐ 用紙記入 ☐ ICカード等によりID等をシステムに記録 ☐ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 ☐ その他 () ☐ その他 ()				
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 683 824">紙媒体</td><td data-bbox="683 728 1442 824"> ☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 () </td></tr> <tr> <td data-bbox="544 824 683 918">電磁媒体</td><td data-bbox="683 824 1442 918"> ☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 () </td></tr> </table>	紙媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()	電磁媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()
紙媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()				
電磁媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()				
(3) 作業施設の防災体制	☐ 常時監視 ☐ 巡回監視 ☐ 耐火構造 ☐ 免震・制震構造 ☐ その他 ()				
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1010 683 1218">紙媒体</td><td data-bbox="683 1010 1442 1218"></td></tr> <tr> <td data-bbox="544 1218 683 1426">電磁媒体</td><td data-bbox="683 1218 1442 1426"></td></tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1426 683 1626">紙媒体</td><td data-bbox="683 1426 1442 1626"></td></tr> <tr> <td data-bbox="544 1626 683 1834">電磁媒体</td><td data-bbox="683 1626 1442 1834"></td></tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	☐ 限定している（ノート型____台、デスクトップ型____台） ☐ 限定していない
(2) 外部との接続	☐ 作業機器は外部との接続をしていない ☐ 作業機器は外部と接続している 接続方法： ☐ インターネット ☐ 専用回線 ☐ その他（ ） 通信の暗号化： ☐ している ☐ していない
(3) アクセス制限	☐ ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） ☐ ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(6) ソフトウェアの更新	☐ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている ☐ 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	☐ アクセスログをとっている（ 年保存） ☐ アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	☐ 無停電電源装置 ☐ 電源の二重化 ☐ その他（ ） ☐ なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	☐ あり ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている ☐ なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

[illegible]

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。))が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。
- (2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。
- (3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要な端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件業務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

- (1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。
- (最近改正：令和7年7月1日)

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないとき、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴う

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相当する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。
- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。
(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。
 - (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。
(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。